

町民と議会を結ぶ情報誌

議会だより



▲こどもの元気は、町民の元気へ

第3回補正予算決まる 2P**委員会報告 3P****議案の審議結果 5P****見えない敵と闘う恐怖 6P****カメラ探訪・町民の声 8P**

第3回 補正予算

本格予算決まる!!

今年三月の議会以降、臨時議会が二回開催されています。
第一回目は四月二十三日で前年度の事業確定に伴う財源調整・自主防災組織補助金等の補正予算及び専決で予算執行されている特別会計予算四件の議案をそれぞれ可決しました。

また、鳩山政権が打ち出した普天間基地移設の五月末決着時期が迫り、新田原基地への今以上の訓練負担がないよう意見書採択し、政府関係先等に送付致しました。

本六月議会は六月十八日から二十八日の間、開催されました。
今議会は、執行部が口蹄疫蔓延防止に万全に取り組めるよう、議会として最大限の協力をする事となり、一般質問を、中止する等、期間の短縮を致しました。

三月議会は、町長選挙の関係で骨格予算であったことから、今回の一般会計補正予算は、本格予算となりました。
「約九億四千二〇〇万円」が計上されました。

また、請願四件を採択したほか、口蹄疫に対する要望書を取りまとめ町長へ手渡しました。

口蹄疫は、畜産農家や商工業の関係者を含めた、大規模被害となっており、救済対策等が十分図れることを期待するところです。

最終日は、議会の強い要望に対して理解を得、口蹄疫に対する基金の積み立てや地域振興策が提案され、少しでも町民への支援になればとの思いで可決しました。



町長へ要望書を提出！

第二回目は五月十二日で口蹄疫が拡散する状況の中、防疫対策に万全を期す当面の予算が計上され、必要を認め可決しました。

また、議会として、畜産農家を支援するための、意見書採択し、政府関係先等に送付したほか、議長他二名が、官房長官や農水政務官、同畜産局長、党副幹事長に直接陳情活動をし、畜産農家の戸別補償や地域経済へも配慮した総合的な救済措置を取るよう求めたところです。

第二回目は五月十二日で口蹄疫が拡散する状況の中、防疫対策に万全を期す当面の予算が計上され、必要を認め可決しました。

また、議会として、畜産農家を支援するための、意見書採択し、政府関係先等に送付したほか、議長他二名が、官房長官や農水政務官、同畜産局長、党副幹事長に直接陳情活動をし、畜産農家の戸別補償や地域経済へも配慮した総合的な救済措置を取るよう求めたところです。

特別会計等

(単位：千円)

◎新富町国民健康保険

特別会計補正予算

△70,420 (減額)

納付額・交付額確定に伴う調整

◎新富町介護保険特別会計補正予算

3,870

人事異動に伴う予算の計上

◎水道事業会計補正予算

2,514

コンビニ収納に伴うシステム改修費等

補正予算の概要

(単位：千円)

項目	補正額	財源内訳
議会費	1,904	国・県支出金 650,132
総務費	290,271	
民生費	21,700	
衛生費	20,689	地方債 12,700
農林水産業費	94,184	
商工費	1,000	基金等 35,570
土木費	320,408	
消防費	2,458	一般財源 243,800
教育費	189,588	
合計	942,202	

委員会報告

総務常任委員会

政策予算9億4千万円

まず、「22年度一般の整備等です。」

会計補正予算」は、今回が3回目の補正で、既定の予算の総額に9億4220万2千円を追加し、総額を87億5630万3千円にしようとするものです。

当初予算は骨格予算であり、今回は政策的な予算を計上しています。

主な新規事業は、不妊治療費の一部助成、1、2歳児のフッソ塗布、廃止路線の代替バスによる実態調査、転作、飼料稲の団地化及び集積、飼料用米への転作に対する補助、理科教育用備品の充実、新田小・富田中の机・椅子等の整備及びコンビ二で町税等を収納するための電子システム

の整備等です。」

委員会審議の意見の一部として、コミュニティバスの実証実験の必要性、コンビ二収納は、利便性のため大いに進めるべきである等の意見が出されました。

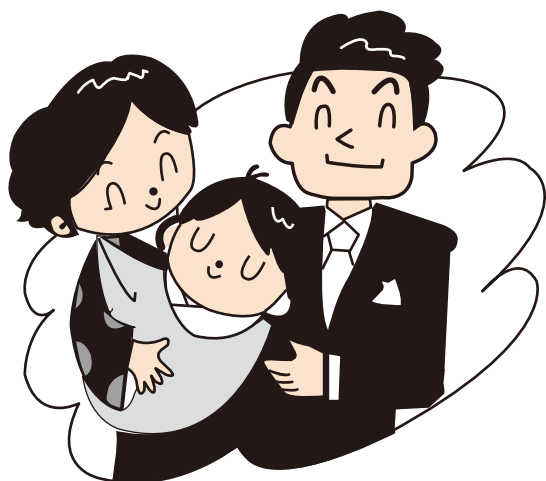
次に、「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正」

は、3歳に満たない子どもがある職員が、その子どもを養育するため請求した場合は、特別な理由がある場合を除き、休日の代休日に勤務させてはならないこととなります。

次に、「職員の時間外勤務代休時間に関する条例の改正」については、時間外勤務代休

時間を追加するものです。

次に、「職員の育児休業等に関する条例の一部改正」は、職員の配偶者の就業の有無に関係なく、育児休業することができること。子どもの出生の日から一定期間内（57日）に最初の育児休業をした職員は、特別の事情がなくても再度育児休業をとることが出来るようになります。



パパも育児休業がとれます

年少扶養控除が廃止

次に、「新富町税条例の一部改正」は、地方税法の一部改正に伴うものです。

改正の主な内容は、平成23年1月から所得税の年少扶養控除が廃止されることに伴い、給与所得者及び公的年金等受給者については、扶養親族の氏名等を記載した申告書を提出することになります。

最後に、「新田小中学校給食調理機器他購入契約の締結」は、新田小学校校舎建設工事に合わせて、調理機器等を整備するための購入することになります。

入契約の締結です。指名競争入札を行い、契約相手は宮崎中西サービスで、契約金額は3869万2500円です。

文教厚生常任委員会

口蹄疫被害者の徴収猶予要求

まず、「22年度の国

民健康保険（以下「国保」という）特別会計補正予算」は、既定の予算総額から7042万円を減額し、総額を24億4419万1千円にしようとするもの

です。

毎年6月議会の補正で国保税が確定します。今年度は国保全体の伸びを前年度比3%増と見込み、歳入歳出額を調整しています。

国保税は昨年度と比

べ、一世帯当たりの平均で70円の減額、1人当りの平均で1618円の増になります。

委員会では、「1000万円あれば一人当りの税額を引き上げなくてすむので、留保資金、基金や予備費を活用したらどうか。」との意見が出され議論になりました。

また、口蹄疫で被害にあわれた畜産農家や関連業者、売り上げが激減している商工業者への国保税の減免について議論しました。

国保税は、徴収猶予を考えているとのことであり、丁寧な周知徹底と全ての対象世帯が活用できるように求めました。

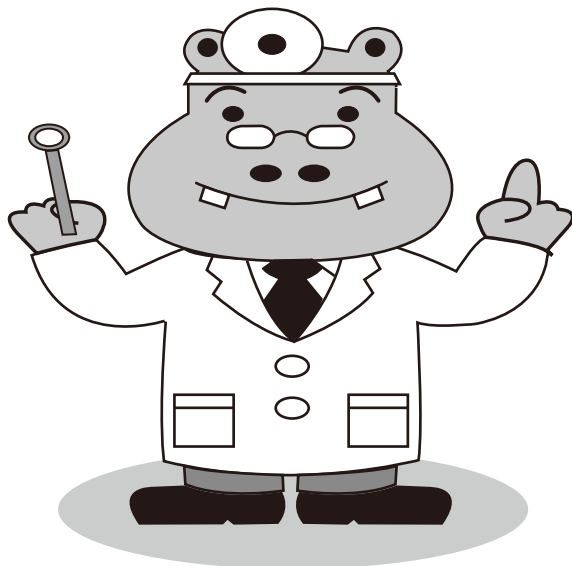
次に、「22年度の介護保険特別会計補正予算」は、既定の総額に387万円を追加し、総額を11億5625万

9千円にしようとするものです。

歳出は、人事異動に伴う人件費で、それに見合う歳入は、一般会計からの繰入金です。

次に、「新富町国民健康保険税条例の一部改正」の条例です。

今回の改正は、22年度の国保税の基礎となる所得額及び固定資産額が確定したので、課税額を算定するための課税按分率を改正するものです。



ワクチン接種で命を大切に！

また、地方税法の改正により、国保税の課税限度額が47万円から50万円に、後期高齢者支援金等課税限度額が12万円から13万円に引き上げられたことによ

接種費用を公費で取組むべき

次に請願ですが、まず「細菌性髄膜炎ワクチンの公費による接種費用助成を求める請願書」は、幼児がかかる病気で、予防ワクチン

の接種費用を公費で助成するように求めているものです。

県内では2市3町1村が公費助成しており、本町でも公費助成を実施する方向で取り組むべきだとの結論に達しました。

り、本町の限度額をそれぞれ引き上げるものです。

次に、「子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める請願書」は、女性を守る立場からワクチンの公費助成を求めているものです。

県内では2市2村が公費助成しており、本町でも公費助成を実施する方向で取り組むべきだとの結論に達しました。

最後に、「教育予算の拡充に関する意見書の提出を求める請願書」は、国に対して教育予算の拡充を求める意見書の提出を求めているものです。

産業建設常任委員会

水道料のコンビ二収納

最初に、「町水道事業会計補正予算」は、人事異動に伴う職員の給与の調整、水道使用

料のコンビ二収納に伴う電算システムの改修費及び企業債支払い利息を追加しました。

次に、「西都市道の区域変更の承諾」は、国道219号園元バイパス工事に伴い、瀬口交差点が新設されました。

これにより、市道の126mが新富町の行政区域に入ることになるため、議会の議決を必要とするものです。

次に、「口蹄疫発生に伴う商工関連業者への支援対策を求める意見書の提出に関する請願書」についてです。

口蹄疫は、町内のあらゆる産業に甚大な被害を及ぼし、経営は逼迫した状態に立たされています。このため、関係機関へ支援対策を求める意見書の提出を求めたものです。

なお、町当局に対しても、具体的に即効性のある対策を要望しました。

議案の審議結果

件 名	議 決 日	結 果
専決処分の承認を求めることについて（平成22年度新富町一般会計補正予算）	6月22日	承 認
平成22年度新富町一般会計補正予算	6月28日	可 決
平成22年度新富町国民健康保険特別会計補正予算	〃	〃
平成22年度新富町介護保険特別会計補正予算	〃	〃
平成22年度新富町水道事業会計補正予算	〃	〃
職員の育児休業等に関する条例の改正	〃	〃
職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の改正	〃	〃
職員の時間外勤務代休時間に関する条例の改正	〃	〃
新富町税条例の改正	〃	〃
新富町国民健康保険税条例の改正	〃	〃
新富町区域の西都市道の路線認定承諾	〃	〃
平成22年度新田小・中学校給食調理機器他購入契約の締結	〃	〃
監査委員の選任	6月22日	同 意
平成22年度新富町一般会計補正予算	6月28日	可 決
口蹄疫に立ち向かうしんとみ元気基金条例の制定	〃	〃

口蹄疫発生等状況

6月30日現在

4月20日	都農町で口蹄疫疑似患畜の確認	5月22日	西都市・木城町で口蹄疫疑似患畜の確認
4月21日	川南町で口蹄疫疑似患畜の確認	5月22日	ワクチン接種開始
4月23日	都農町で口蹄疫（O型）と確定	5月24日	議会：消毒作業実施（一週間）
4月28日	えびの市で口蹄疫疑似患畜の確認	5月30日	赤松農林水産大臣来町
5月14日	高鍋町で口蹄疫疑似患畜の確認	6月 4日	口蹄疫特別措置法施行
5月16日	新富町で口蹄疫疑似患畜の確認	6月 7日	義援金支給実施（県・町分）172戸
5月16日	新富町口蹄疫対策本部設置	6月 9日	都城市で口蹄疫疑似患畜の確認
5月18日	新富町で口蹄疫と確認	6月12日	新富町18例目口蹄疫疑似患畜の確認
5月18日	議会：口蹄疫対策本部設置	6月17日	ワクチン接種分殺処分開始
5月18日	県「口蹄疫」非常事態宣言	6月18日	ワクチン接種分埋却地決定（国8.町4）
5月20日	国へ陳情（全面救済等支援）	6月30日	午後5時、全ての家畜殺処分終了
町：口蹄疫分（疑似患畜を含む） 7,445頭 ワクチン接種分 約1万3千8百頭		県：口蹄疫分＋ワクチン接種分 約27万6千頭	

見えない敵と闘う恐怖！

感染拡大疾風のごとく

今年の初め、隣国の中国・韓国で猛威を奮っていた口蹄疫が、ついに、宮崎県に上陸しました。

4月20日、都農町で

1件目の疑似患畜が発生してから、またたく間に川南町へ広がり、その後周辺市町へ疾風のごとく感染が拡大していきました。

そして、5月16日、ついに本町でも疑似患畜が発見（県内119件目）され、18件の畜産農家が被害に遭いました。県は、まん延拡大が治まらない状況に鑑み、5月18日に「口蹄疫非常事態宣言」を発令し、全県民による外出制限や消毒等の協力を訴えました。

国は、5月19日、感染拡大防止のため、発生農場から10km圏内

の全ての牛・豚を対象に、殺処分を前提としたワクチンの接種を決定し、殺処分奨励金と経営再開支援金の交付を決めました。

県内のワクチン接種は、5月22日から開始され26日には99・6%が終了しました。

疑似患畜発生農場及びワクチン接種農場ともに、殺処分後の埋却場所がなかなか確保出来ず、西都児湯郡内で殺処分と埋却が完了したのは、6月30日でした。

また、県内外から多額の義援金が県及び町に寄せられ、被害農家に配分されました。

被害農家の発生件数は少ないものの、えびの市、宮崎市、都市等へも飛び火し、またたく間に県内に口蹄疫

の渦に見まわれ、畜産農家だけでなく、あらゆる産業に被害が及び宮崎の経済活動は危機的な状況になりました。

議会対策本部を立上げ

このような状況の中、議会は、危機的状況と判断し、5月18日に、議長を本部長として、口蹄疫に関する「議会対策本部」を立上げました。

対策本部には、常任委員長以上が待機して、

このような状況の中、情報収集と連絡調整に当りました。

また、各議員は、積極的に本部に出向き、状況の掌握や町民の皆様からのご意見を伝える等の活動を行い、口蹄疫の拡大防止や町民生活の改善に努めました。

町民の皆様からは、

首相官邸と農水省へ要望

5月18日から20日の間、産業建設常任委員会、行政視察の予定でしたが、町内の口蹄疫発生に伴い、行政視察を中止し、急きよ国の関係機関への要望活動に切り替えました。

5月20日、三浦議長、小嶋委員長及び永友副委員長は、5月12日に議決した、「口蹄疫の対策に関する意

見書」を携えて、農水省に訪問し、佐々木農水政務官（当時）に対して要望活動を行いました。

又、この後、首相官邸にも伺い、平野官房長官（当時）に面会を求め、宮崎における口蹄疫被害の状況を直接訴え、早急な対策等を国へ要望しました。



平野官房長官（当時）への陳情

議員・消毒作業に出動

議会は、対策本部会議の中で、「議員も何か汗をかいて貢献することはできないか」との意見があり、何かできることはないか検討しました。

議会開会前のわずか一週間ではありましたが、5月24日から30日の間、町の自主消毒ポイント（追分地区）で、車両の消毒作業に当りました。

消毒作業は、二人で4時間の勤務を2回ずつ実施しました。慣れない作業でしたが少しでも口蹄疫の蔓延防止の手伝いになればとの思いで、結束し、取り組みました。

全頭殺処分との方針が示される中の任務でありましたが、畜産農家の苦悩を肌で感じられたことは、議員とし

て貴重な教訓となりました。



消毒作業中の議員

早期発見・殺処分・埋却

4月20日に口蹄疫が発生以来、約一月後の5月17日に、政府は、「口蹄疫対策本部」を発足させ、県庁に、山田正彦農水副大臣（当時）を本部長に現地対策チームを設置しました。

政府の対策本部は、5月19日に、「新たな防疫対策」を決定し、①移動制限区域内のすべての牛・豚を対象に、殺処分を前提としたワクチン接種。②殺処分

に当たっての手当金の迅速化のため、標準表価格を用いた概算払いの実施。③埋却地の円滑な確保と人員増の速やかな実施を行うこととしました。

あわせて、財源の確保や家畜伝染病予防法の内容を補うために、5月28日に「口蹄疫対策特別措置法」が成立しました。

口蹄疫対策特別措置法の効力は、平成24年3月31日までです。主

な内容は、車両等の消毒義務、国県による患畜及び類似患畜の死体の埋却支援、患畜等以外の家畜の殺処分。国による対処費用の負担、生産者等の経営及び生活再建の助成等が盛り込まれました。

また、口蹄疫の防疫対策は、早期の発見・通報・殺処分・埋却が重要であり、6月24日、農水省は「口蹄疫防疫措置実施マニュアル」を制定し、対応のより迅速化を図りました。

負の教訓をバネに

口蹄疫被害で、県内家畜の約2割が殺処分され、牛は、約6万7千9百頭、豚は、約20万8千頭になりました。町内では、牛約1万1千頭、豚約6千頭のすべてがいなくなりました。目に見えない敵と戦

う困難さと恐怖心の中、懸命な努力にも関わらず全頭殺処分が決定され、今までの努力が水泡となる事態となっていました。

反面、今回の口蹄疫被害は、国・地方自治体、国民・地域住民に

対して、大きなメッセージをもたらしました。この負の教訓をバネに踏ん張らないわけにはいきません。

殺処分された多くの家畜の冥福と口蹄疫の早期消滅、そして、被害に遭われた畜産農家をはじめ、各種事業者の方々の一日も早い回復を願っております。

カ・メ・ラ・探・訪



▲町内でライチ狩りができまーす。



▲花言葉「情熱」ブーゲンビリア



▲ひまわり
太陽の方を向いて
咲きます。



▲ハスの開花が待ちどおしい湖水ケ池



▲富田浜、サーフィン・シーズン到来

口蹄疫の影響で飲食店や
商店街の人出は激減し、祭
りやイベントも中止になった。
早く元気のある町に戻るよう
に頑張りたい。

上富田 経営者

新富町から牛がいなくな
り、畜産農家との契約をした
飼料稲の扱いがどうなるのか
心配だ。

日置地区 農業者

乳幼児の「手足口病」多発
の情報。まれに髄膜炎にもな
る。安易に考えず早期な治
療が望まれる。

三納代 主婦

町民の声
議会で寄せられた
町民からの声です。

編集後記

今年は、低温や悪天候が続
き稲作をはじめとする農作物
に悪影響をあたえております。
又、四月二十日に児湯郡内で
牛の口蹄疫が確認され関係す
る市町村の防疫対策が始まり
本町議会も対策本部を設置し、
畜産農家の個別保障や地域経
済へも配慮した総合的な救済
措置を取るように国に直接陳
情活動を行いました。
一日も早く元気ある町に戻
れるように町民全員で頑張り
ましょう。

永友

※連絡先 議会事務局

TEL 三三二六三三九

議会広報編集 特別委員会
委員長 桜井 盛生
副委員長 河野 國夫
委員 児玉 義雄
" " " 永友 繁喜
" " " 下村 幸一
" " " 豊一